

関係議員各位

平成 8 年 6 月 13 日

「消費税率アップ中止」を求める陳情書

全国青年税理士連盟
会長 岩田俊
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12
電話 03(3354)4162

当連盟は全国 3 千余名の若手税理士によって組織されている団体です。その目的は、真の国民のための租税制度および税理士制度を確立することにあり、租税制度および税理士制度に関する研究、提言を活発におこなっています。

今年は史上最高の赤字予算で、国債は雪だるま式に膨張しているが、増税しても財政再建はできない。

- ・国債発行額 21 兆円（うち赤字国債 12 兆円）は史上最高
- ・国債依存率は実に 28.0%
- ・国債の新規発行額（21 兆円）が元利払い（国債費 16.4 兆円）を上回っている。
- ・現在の国債残高 240 兆円、国鉄清算事業団の債務（26.4 兆円）などを含む「政府長期債務残高」は 270 兆円
- ・現在、この 270 兆円の債務は我が国の GDP（約 468 兆円）の 57.7% に達する。

現在の財政状態は、近い将来破裂することが予想される時限爆弾を抱えた状態であり、その爆弾は年々大きくなっている。にもかかわらず、政府はこのような財政状態にした責任を明確にせず、かつ、その打開策を示さないのは極めて無責任です。

政府は財政赤字の根源にメスを入れず、財政危機を国民に大いに宣伝することにより消費税率アップを合理化しようとしていますが、これでは止めどもなく消費税率が引上げられることになります。

消費税は逆進性という宿命を負っている。また増税しても減税にまわされる可能性が強い。

- ・勤労者一世帯（平均）の年間平均負担額は3%で、約11万円。5%に引き上げられると18.5万円になる。
- ・産業構造審議会では、産業の空洞化防止のため法人税の軽減が強調されており、消費税増税分が法人税減税分に回される可能性が強い。

今回の消費税法の改正は、景気の回復を遅らせ、不況を一層深刻化させる。中小零細企業には過酷すぎる。

- ・簡易課税制度の圧縮、みなし仕入率の細分化による引き下げ、限界控除制度の廃止などの改正は、中小零細企業に対する課税強化である。
- ・年商3100万円の業者は、今回の改正により消費税負担が40倍以上になる。
- ・年商4000万円の業者でも負担額は4倍になる。
- ・不況による売上の落ち込み、競争の激化、親会社の下請けたたきなどにより、ほとんどの中小零細業者は消費税相当分を買い手に転嫁できないのが現状。このような状況の中で消費税率引上げが強行されたならば、中小零細企業は負担に耐えきれず、廃業か倒産に追い込まれることは必至です。

そこで下記について陳情いたします。

1. 消費税率アップは中止すること。
2. 簡易課税制度や限界控除制度など中小零細企業に対する措置を引き維持すること。
3. 財政危機にした政府の責任を明確し、その上で歳入と歳出を抜本的に見直すこと。